

田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領の改正について（令和8年4月1日改正 新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(5) 公共機関 <u>贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社公団等）をいう。</u></p>	<p>(定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(5) 公共機関 次に掲げる機関をいう。 ア 国 イ 公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人をいう。以下同じ。）</p>
<p>附則 この要領は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則 この要領は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p>別表第2 不正行為等に基づく措置基準 (反社会的行為)</p> <p>7 入札参加資格者等が、次の各号のいずれかに該当し、市発注契約の相手方として不適当であると認められるときは、次に区分するところによる。</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が、最高刑として<u>拘禁刑</u>以上の刑を規定する罪の被疑事実により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は<u>拘禁刑</u>以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者の使用人が、田辺市その他の公共機関との契約に関する業務の執行に際して、最高刑として<u>拘禁刑</u>以上の刑を規定する罪の被疑事実により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は<u>拘禁刑</u>以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>別表第2 不正行為等に基づく措置基準 (反社会的行為)</p> <p>7 入札参加資格者等が、次の各号のいずれかに該当し、市発注契約の相手方として不適当であると認められるときは、次に区分するところによる。</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が、最高刑として禁固以上の刑を規定する罪の被疑事実により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者の使用人が、田辺市その他の公共機関との契約に関する業務の執行に際して、最高刑として禁固以上の刑を規定する罪の被疑事実により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>